



八 監 第 4 5 9 号

令 和 4 年 2 月 2 日

八千代市監査委員 江 頭 博 彦

八千代市監査委員 大 谷 益 世

八千代市監査委員 嵐 芳 隆

令和2年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果  
を参考として講じた措置の公表について

令和3年2月2日付け八監第412号により提出した令和2年度監査（教育委員会）の結果に基づき又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第199条第14項の規定により八千代市教育委員会教育長から通知がありましたので、当該通知に係る事項について次のとおり公表します。

| 対象機関  | 区分   | 所見及び措置内容   |
|-------|------|--|
| 保健体育課 | 要望事項 | <p>1 学校給食費の徴収率向上について</p> <p><b>【所見】</b></p> <p>学校給食費については、これまで各小中学校が主に管理していたが、平成 29 年度から教育委員会が直接管理することとなった。それ以降の徴収率の推移を確認したところ、現年度分が下降傾向にある一方で、滞納繰越分は上昇傾向にあるため、現年度に徴収できなかったものを滞納繰越分として徴収している状況である。</p> <p>しかし、滞納額の縮減には早期の着手が重要であることから、教職員との連携を強化するなど、現年度分の徴収率向上に向けた効果的な対策を講じられたい。また、滞納を繰り返す保護者に対しては、法的措置も視野に入れた対応を図るなど、早急に適切な滞納整理を進められたい。</p> <p style="text-align: right;">(令和元年度監査 要望事項)</p> <p>上記の令和元年度監査における要望事項を踏まえ、引き続き現年度分の徴収率向上に向けた効果的な対策を講じるとともに、滞納を繰り返す保護者に対しては、早急に適切な滞納整理を進められたい。</p> <p><b>【措置内容】</b></p> <p>校長会及び教頭会を通じ、未納状況を学校と共有し、学校側からも催告を行っていただくよう改めて依頼しました。また、校長、教頭及び学校事務職員の代表者並びに教育委員会事務局職員で構成する学校給食費徴収検討会において協議を行い、更なる連携強化を図ってまいります。</p> <p>令和3年度からの取り組みとして、現年度未納者を対象とした電話催告を9月から、臨戸訪問を10月（コロナ緊急事態宣言明け）から開始し、未納額を完納した件数が33件ありました。また令和2年2月から開始した児童手当の給食費への充当についても引き続き行っています。令和3年9月に2回目の法的措置予告を行い、その一部が納付や分納誓約・児童手当充当申出書の提出に繋がっています。今後も給食費の滞納を繰り返している悪質な保護者に対しては、家庭状況を学校と密に連携し、把握した後、関係部署と協議しながら法的措置を行ってまいります。</p> |